

2025 年度に向けた国への提案・要望の状況について

本年度に実施した国への要望については、以下のとおりである。

1 国の施策・制度・予算に関する提案（本県単独。7月に要望実施。）

県政全体の要望8項目のうち、「産業・労働」の分野において、石油コンビナート地域の産業保安の取組の強化を要望。

【提案項目】

令和4年6月公布の改正高圧ガス保安法で措置された新たな認定制度において、国による適切な審査・認定に基づき、認定事業者における先端技術を活用した防災対策や人材育成の充実強化を図るとともに、地方自治体と緊密に連携し、事業者の保安の確保を図ること。併せて、地方自治体の職員のスマート保安に係る技術的知見の習得・蓄積のため、協力支援を行うこと。

【提案理由等】

高圧ガス等の産業保安分野において、IoT等のテクノロジーの革新的進展、保安人材の不足、電力の供給構造の変化、災害の激甚化・頻発化、気候変動問題への対応の要請など、様々な環境変化に合わせて産業保安規制体制を見直すため、令和4年6月、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律が公布された。

この新たな認定制度は、事業者の保安能力に見合った規制（手続や検査）に適正化することで、スマート保安を促進するスキームであり、今後改正法施行に向けて、事業者の法令遵守の徹底は言うまでもなく、国の適切な審査に基づく認定による安全の確保を前提とした具体的な規制のあり方や、技術・人材面での事業者支援について、事業者の保安への取組の実態を踏まえた上で制度設計を進める必要がある。

また、高度化する産業保安分野において、国は、地方自治体の職員が法執行をする際に必要となる法令知識、高圧ガス関連の専門的知見、スマート保安に係る技術的知見等の習得・蓄積のため、最大限の協力・支援を行う必要がある。

水素社会促進法は、今年度中の公布・施行が見込まれ、石油コンビナート地域における大規模な設備再編が行われる可能性が高まってきている。その一方で、高圧ガス保安法における技術基準や石油コンビナートの防災アセスメント指針等は、大規模な水素の利用を前提としたものになっていないこと

から、同法が施行されるまでに基準類の見直しを行い、石油コンビナート地域の保安力及び防災力を維持する必要がある。

2 九都県市首脳会議による提案（南関東の都県及び政令市が合同で国に要望するもの。7月に要望実施。）

地震防災対策等の充実強化についての提案 11 項目のうち、項目 7 として、石油コンビナート地域の防災・減災対策について要望。

- (1) 国が発表した首都直下の M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震の被害想定を踏まえて、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性を検証し、必要に応じて見直すこと。
- (2) 災害時のエネルギー供給等の観点から、事業者が行う液状化対策や津波浸水対策及び高潮浸水対策等への支援の継続と拡充等に取り組むとともに、定期改修等が年度当初に行われる場合であっても、合わせて事業者が活用可能となるよう、柔軟な制度運用を図ること。
- (3) 長周期地震動に伴う屋外貯蔵タンクのスロッシング抑制技術及び早期検知技術の調査・研究を進めること。
- (4) 施設の経年劣化に対する維持管理技術の情報提供に努めるとともに、施設改修へのインセンティブを向上させる取組みを進めること。
- (5) 高度な知識や技術が要求されるコンビナートの防災対策を担う人材を、事業者が育成・確保できるよう、石油貯蔵施設立地対策等交付金などの補助金を柔軟に運用し、社外での研修や防災訓練を交付・補助の対象とすること。また、都県市などの行政機関において、経験が少ない職員が、実災害時に的確に初動対応できるよう、過去の被害映像の提供や必要な防災教育を行うこと。
- (6) 石油コンビナートにおける大規模災害に対応するため、関係省庁の連携を強化して、一元的な防災対策の推進に継続的に取り組むこと。
- (7) 高圧ガス設備の溶接補修後に行われる耐圧試験に代わる、より安全に強度を確認するための検査方法について、研究開発及び制度化を進めること。

3 全国石油コンビナート立地道府県協議会による提案（石油コンビナートが立地する 14 道府県が合同で国に要望するもの。6月に要望実施。）

提案 1 石油コンビナートの国際競争力強化（石油業界への支援が中心であり、保安関係の要望でないため、詳細は省略）

- (1) 生産設備への投資等に対する支援強化
- (2) 企業間連携等の取組に対する支援強化
- (3) 製油所の再編・統合に係る地域への配慮
- (4) 関係規制の見直し

(５) エネルギーコスト・ＣＯ２削減コストの低廉化

提案２ 石油コンビナートの強靱化

(１) 石油コンビナート関係省庁間の連携強化

石油コンビナート地域における地震・津波並びに事故・災害対策等について、関係省庁間の連携を強化し、国としての一元的な情報発信や対策に継続的に取り組むこと。

(２) 地震、津波、液状化、大雨・高潮対策及び防災資機材の充実への支援

地震、津波及び地盤の液状化、大雨・高潮に起因する石油等の大量漏えいや火災を防ぐために必要な対策及び初期対応に必要な資機材等の充実について継続的な支援を行うこと。

また、こうした支援は、石油精製のみならず石油化学等の周辺産業も対象とすること。

(３) コンビナート護岸の耐震補強に対する支援強化等

コンビナート護岸について、側方流動等に対する耐震性を確保するため、民間企業が保有する護岸の改良について、予算・税制上の支援措置を継続するとともに一層の支援強化を図ること。

また、公共護岸の整備事業については、道府県等が管理する海岸の護岸の強靱化に対する国支援の推進を図ること。

さらに、護岸が被災した場合でも海上出荷・揚荷機能を維持するための技術について研究開発を進めること。

(４) コンビナートの専門人材の確保と育成に向けた支援の充実

コンビナートの強靱化と国際競争力強化を図るためには、事業所の安定操業を支える工業系専門人材の確保と育成が必要不可欠であり、国において、支援の充実を図ること。

(５) BCPの不断の見直しに対する支援

事業継続計画（BCP）策定等に必要な支援を行うこと。

(６) 感染症や、急激な需要変化に対応した石油コンビナートの安定操業の維持への支援

新たな感染症の流行が発生した場合や、急激な需要変化に対しても、石油コンビナートが安定的かつ、機動的に操業することができるよう、デジタル技術の活用などの支援策を講じること。

(７) 入出荷設備や交通インフラの強化に対する支援

災害発生時においても国民生活に欠かせない石油製品等の供給を継続できるよう、入出荷設備の強化や、消費地とのアクセス、また従業員の避難経路を確保するための交通インフラの強化などに対する支援を行う

こと。

(8) 災害時における緊急通行車両登録手続の迅速化

大規模地震災害時における災害対応車両等の通行に係る手続きの迅速化を図ること

(9) 危険物タンクの減災対策に関する事業者への要請及び研究開発等の推進

長周期地震動による危険物屋外貯蔵タンクへの被害に対して迅速な初動対応を行うため、浮き屋根上への溢流等の発生を早期に検知するための具体的な措置を例示しながら事業者に対策を要請すること。

また、タンクの全面火災に対応するために、消火設備や、津波に伴う油類の流出・火災を防止するために設置する低価格の緊急遮断弁、スロッシングの早期検知技術などについて、継続して研究開発等を進めるとともに、大容量泡放射システムの更新への支援や自走式の同システムの導入検証への支援を行うこと。

さらに、コンビナート保安の確保のため、全国的にも、十分な容量かつ使用可能な消火薬剤の備蓄が重要である。確実に備蓄を確保・維持するための対応を自治体が円滑に行えるよう継続的な支援を行うこと。

(9) エネルギー供給の途絶リスクの低減等

国土強靱化の観点から、エネルギー供給の途絶リスクの低減やバックアップ機能強化のため、広域的なパイプライン網の整備などについて、国家的に検討し推進すること。

(10) 設備の高経年化対策等への支援及び新規技術の開発等の促進

設備の高経年化対策等、時間と経費がかかる産業保安対策が着実に進むよう、事業者の支援を行うこと。

併せて、高経年化対策に寄与する技術の開発等を促進すること。

(12) 事業所が行う詳細な防災アセスメントの実施支援

コンビナート事業所による特定の施設についての詳細アセスメントの実施を支援すること。

(12) 大規模な水素の利活用に対する保安上の対応

大規模な水素の利活用を前提とした新たな技術基準を早期に制定すること。また、液化水素の大量漏洩時の周辺地域への影響評価手法の策定など自治体に対する支援を行うこと。